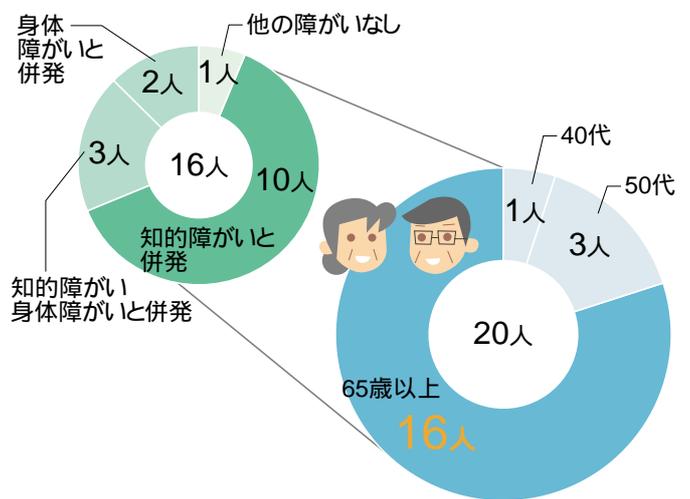


「特別調整対象者」の選定における知的障がい者の基準

長崎県地域生活定着支援センターの43件の支援対象者の中で、特別調整は20人。そのうち16人（80%）が65歳以上の高齢者でした（平成22年2月22日現在）。現状では「特別調整対象者」の大半が60～70代の高齢者となっています。矯正施設内の生活は一般社会に比べて規則や指示が分かりやすく決められており、その生活に順応することで知的障がいの基準である「日常生活において何らかの適応行動上の障がい」が表面化しにくいのです。そのため、療育手帳を所持している人や処遇困難者のみが「知的障がい者」と認識されているのではないかと考えられます。

矯正施設入所者の2割強に知的障がいの疑いがあるという『矯正統計年報』の数値からも、潜在的な障がい者が多くいることが推測できます。再犯防止の意味でも、福祉の支援ニーズを把握するためにも、「特別調整対象者」の基準あるいは調査方法の見直しが必要になると考えられます。

▶ 長崎県地域生活定着支援センターの特別対象者内訳



（期間：平成21年1月19日～平成22年2月22日現在）

保証人及び身元引受人の問題

特別調整対象者等の地域での生活を支援していく上で、「保証人及び身元引受人」の問題は、以下のような大きな壁となって立ちはだかっています。

「保証人」及び「身元保証人」の問題については、現時点では下記①～③のような脆弱な解決策しかないため、今後、全国規模で定着支援センターの拡充を図っていくためにも、新たな仕組みや普遍的制度等を構築していくことが急務であると思われる。

① 住宅賃貸における「保証人」の問題

対象者の中には、福祉事業所等での集団生活に馴染まないと思われる人や、ちょっとした支援さえあれば単身生活が可能と思われる人もいます。しかし、現実的には、アパートが見つかったとしても「保証人」がいないために契約出来ないことがあります。

保証人を必要としない物件は皆無に近く、保証協会も保証料等の問題があります。このような方を対象としている家賃債務保証制度の対象となる物件も、地域によっては限られています。

② 手術の際に必要な「身元引受人(保証人)」の問題

高齢であれば特に矯正施設退所後に重篤な病が見つかり、早急に手術する必要のある対象者も少なくありません。しかし、身元引受人となる身内が見つかっていても関わりを拒まれ、保証人を確保出来ないという事態が起きました。

③ 直接福祉事務所を利用する際の「身元引受人」

事例A 定着支援センター所長が「身元引受人」



事例B 「緊急時対応依頼書」の締結



矯正施設から直接福祉事務所を利用する際に必要となる「身元引受人」については、現時点では上記のような解決策で対応せざるを得ません。今後は、特別調整対象者の「保証人」に保護観察所長や援護の実施市町村長等がなるといった「公的な支え」も必要不可欠と思われる。

円滑な運営のために

司法から福祉へ引き継ぐ上での課題

司法と福祉が連携を行う中で、次のような課題点が出てきました。法的な整備も含めそれぞれの検討が必要になります。

福祉的手立ての基準の確立と統一

退所後速やかに福祉サービスにつなげるには、矯正施設入所中に福祉の手立てを整えることが不可欠です。しかし現在は矯正施設毎に福祉の手立ての範疇に相違があります。入所中に福祉の手立てを整えることが可能となるような、基準の統一が望まれます。

各刑務所ごとの福祉の手立ての現況

	A 刑務所	B 刑務所	C 刑務所	D 刑務所
障がい福祉サービスの「主治医意見書」の記載		矯正施設の医師では記載できない	矯正施設の医師が記載	矯正施設の医師が記載
介護保険サービスの「主治医意見書」の記載	矯正施設の医師が記載	矯正施設の医師では記載できない		矯正施設の医師が記載
障がい福祉サービスの「訪問調査」	矯正施設内で実施		矯正施設内で実施	矯正施設内で実施
介護保険サービスの「訪問調査」	矯正施設内で実施	矯正施設では難しい		矯正施設内で実施

「特別調整協力等依頼」の依頼システムについて

福祉を申請し受け皿を探すという福祉の手立てを整えるまでには、ある程度の時間を必要とします。最短では刑期終了日まで約1か月で「特別調整協力等依頼」が届いたことがありました。この場合「更生緊急保護」の対象者となりますが、福祉の支援を必要とする対象者の受け入れが可能な更生保護施設は全国では限られています。切羽詰った状態ではなく、可能な限り時間的猶予がある状態で依頼をいただきたいです。

「保護上移送」の必要性

「特別調整対象者」には、矯正施設退所時の出迎えが不可欠です。遠方の矯正施設から出所した対象者は、長崎県に帰住する交通費だけで全ての所持金を消費してしまいました。このような場合は「所持金0」の状態から支援が開始されます。単身での移動には危険を伴うことも想定され、遠方の矯正施設から帰住する場合等には「保護上移送」の対象としていただきたいです。

個人情報の充実を

福祉の受け入れ先事業所は、最終的には「人物像＝罪を犯さざるを得なかった背景や原因」に関する詳しい情報を求めています。矯正施設からの身上調査書に記載されている「矯正施設で把握されている、ある程度詳細な生活歴」「犯罪歴」「入所歴」「刑期開始日」「行状（懲罰歴）」等の情報を特別調整協力等依頼の際にいただくと、支援の目処や福祉的調整がより円滑に行えます。

医療上の問題

特に高齢の対象者は医療的な支援を必要としている者が多いですが、その大半が「住民票がない（仮に住民票が残っていても、転出転入手続きが完了していない）」「所持金がない」等の状態で直接支援が開始されます。その場合、国民健康保険証の取得や生活保護の支給決定に時間を要するため、すぐには医療機関を受診することが難しく、受診が出来たとしても、当面は10割負担（受け入れ先事業所立替）となります。このような事情から、矯正施設入所中に継続して服薬が必要であった対象者には、退所時に最低でも1週間分程度の「継続して服用していた薬」が必要不可欠です。